

別記
第1号様式

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。
	年 月 日発行
	高知県知事 

↑ 6.0センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

卸売市場法 (抜粋)
(報告及び検査)

第12条 略
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(地方卸売市場の認定)

第13条 卸売市場であつて、第5項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事 (以下「都道府県知事」という。) の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。
2～7 略
(準用)

第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第1号に係る部分を除く。) 及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。) 中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第2号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第2号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 略
(2) 第12条第1項若しくは第2項 (これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 (第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第2号様式

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、卸売市場法第17条第1項及び卸売市場法施行令第3条第1項の規定により同法第12条第2項の規定に基づく立入検査をする職員であることを証明します。
	年 月 日発行
	高知県知事 印

↑ 9.0センチメートル ↓

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

卸売市場法 (抜粋)
(報告及び検査)

第12条 略
2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(都道府県が処理する事務等)

第17条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
2 略

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(1) 略
(2) 第12条第1項若しくは第2項(これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

卸売市場法施行令 (抜粋)
(都道府県が処理する事務)

第3条 法第12条第2項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務(都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合(同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共団体のみが組織するものであって、同法第252条の19第1項の指定都市が加入しないものを除く。)が開設する中央卸売市場に係るものを除く。)は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。
2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
3 都道府県知事は、第1項本文の規定に基づき法第12条第2項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。